

〔印紙〕

金銭消費貸借契約書

東京都千代田区神田神保町一 一

貸主(甲) 商事株式会社

代表取締役 山田 太郎

東京都新宿区南北四 五 六

借主(乙) 物産株式会社

代表取締役 北野 一人

万円

第一条 貸主甲は平成 年 月 日、金を貸し、借主乙はこれを受け取り借用した。

第二条 乙は上記の借入金を として使用するものとする。

第三条 乙は元金を平成 年 月 日までに甲方に持参もしくは

送金して甲に弁済しなければならない。

第四条 利息は年 %と定め、毎月 日かぎりその月分を甲方に持参もし

くは 送金して支払わなければならない。

第五条 本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

上記の通り、甲乙間に金銭貸借が成立したので本証書二通を作成し、各一通を保持する。

平成 年 月 日

(甲) 商事株式会社

代表取締役 山田 太郎 印

(乙) 物産株式会社

代表取締役 北野 一人 印